

所得税・消費税確定申告個別講習会開催のお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、商工会では個人事業者の皆様を対象に、所得税確定申告書・消費税確定申告書の作成に向けた個別相談会を税理士・商工会職員により下記のとおり開催致します。この機会に是非ご利用下さいますようお願いいたします。

1. 開催日

—2月—

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16 相談日	17
18	19 相談日	20 相談日	21 相談日	22 相談日	23 相談日	24
25	26 相談日	27 相談日	28 相談日	29 相談日		

—3月—

日	月	火	水	木	金	土
					1 税理士 相談日	2
3	4 税理士 相談日	5 税理士 相談日	6 税理士 相談日	7 税理士 相談日	8 税理士 相談日	9
10	11 税理士 相談日	12 税理士 相談日	13 税理士 相談日	14 相談日	15 相談日	16
17	18	19	20	21	22	23
24	28	29	30	31		

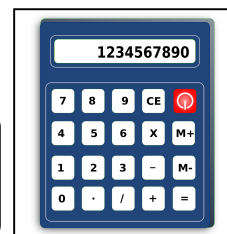
※土地や建物を購入・売却された方、株式及びゴルフ会員権等の売却がある方は、税理士か、税務署への相談となります。

※送付されている申告関係書類をご持参下さい。

※3月15日（所得税確定申告期限）10時以降の令和5年分所得税申告書の代理提出の預かりは致しません。直接税務署にご提出下さい。

- 2. 開催時間 午前9時00分～12時00分 午後1時00分～4時00分
- 3. 場 所 瑞穂町商工会2階会議室
- 4. 問合わせ 瑞穂町商工会（Tel 042-557-3389）
- 5. その他 ご来会の際には裏面の資料を必ずご用意下さい

- ※ 所得税の確定申告期限は令和6年3月15日（金）迄です
- ※ 消費税の確定申告期限は令和6年4月1日（月）迄です
- ※ 3月に入りますと大変混み合いますのでお早めにご来会下さい。



インボイス制度については右記 QR より
国税庁特設サイトをご確認ください



確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要となります

消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。

令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。またインボイス領収書の有無も区分ください。

課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、[国税庁ホームページ\(www.nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)に掲載している「課税取引金額計算表(事業所得用)」等の様式を用いて整理しておくとう便利です。

課 税 取 引 金 額 計 算 表

(令和 年分)		(事業所得用)				
科 目	決 算 額 A	Aのうち課税取引 にならないもの (※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率 6.24%適用分 D	うち標準税率 7.8%適用分 E	
		円	円	円	円	円
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円	円	円	円	円	
期首商品棚卸高 ②		/	/	/	/	
売上 仕 入 金 額 ③		/	/	/	/	
小 計 ④		/	/	/	/	

太枠の箇所は課税売

令和5年分所得税・消費税確定申告でご用意いただく書類等

■所得税確定申告の相談でご来会の際にご用意いただく資料等

- ①令和5年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色)
- ②令和5年分所得税確定申告書
- ③令和5年分総勘定元帳
- ④国民年金保険料控除証明書又は、前年度及び今年度の3年分の領収書
- ⑤社会保険料(国民健康保険等)の支払額
※必ず、町役場等で令和5年1月から12月分の支払済み保険料等の金額を調べて下さい。
又は、前年度及び今年度の3年分の領収書をお持ち下さい
- ⑥生命保険、個人年金保険、地震保険等の保険料控除証明書、予定納税がある場合、「確定申告のお知らせ」はがき
- ⑦令和4年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色)の控
- ⑧令和4年分所得税確定申告書の控
- ⑨令和3年分所得税青色申告決算書または収支内訳書(白色)の控
- ⑩令和3年分所得税確定申告書の控
- ⑪住宅借入金等特別控除関係資料(対象者)
- ⑫医療費の領収書(対象者)もしくは、医療費控除の明細書(対象者)
※セルフメディケーション税制を利用する方は、スイッチOTC医薬品を購入したことがわかる領収書(対象者)もしくは、セルフメディケーション税制の明細書(対象者)
※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらかしか選べません。
- ⑬小規模企業共済制度掛金証明書(対象者)
- ⑭その他確定申告関係書類(給与等の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票 他)
- ⑮減価償却資産の取得・除却がわかる書類
- ⑯配偶者控除を受ける方: 令和5年分の配偶者の収入(給与・事業・不動産等すべて)がわかるもの。
- ⑰印鑑

※所得税確定申告期限 令和6年3月15日(金)迄ですのでご注意ください。

■消費税確定申告の相談でご来会の際にご用意いただく資料等

- ①令和5年分消費税確定申告書等
- ②令和5年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色)
- ③令和5年分総勘定元帳(一般課税事業者)
- ④令和4年分消費税確定申告書の控(対象者)
- ⑤令和4年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色)の控
- ⑥令和3年分消費税確定申告書の控(対象者)
- ⑦令和3年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色)の控
- ⑧課税取引金額計算表
- ⑨印鑑

※消費税確定申告期限 令和6年4月1日(月)迄ですのでご注意ください。